

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第90号

(平成28年12月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

- 暖房器具での子どもの「やけど」や「けが」に気をつけましょう! (2面)
- 家庭用電気マッサージ器による危害 (3面)
- ～体調を改善するつもりが悪化するかも! 特に高齢者は注意が必要!～
- 年末年始の相談窓口についてのお知らせ (4面)

1 実在する企業名をかたる架空請求メールが増加!

消費者の携帯電話に「(実在する企業名): 有料動画の閲覧履歴があり, 登録解除をその日のうちに事業者連絡しないと身辺調査及び強制執行の法的措置に移行する。」などと書かれたSMS (ショートメッセージサービス※) を送付し, 連絡してきた消費者に有料動画の未払料金等を請求する事業者に関する相談が増加しています。

※ SMSとは, メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービスです。

事例

- 「有料動画の料金が発生している, 連絡しないと法的手続きに入る」とのSMSが届いたため, 電話すると12万円を請求され, コンビニの前から連絡するよう言われた。利用した覚えがない。
- 「有料コンテンツの退会ができていない」とのSMSが届いたため, 慌てて電話すると既に裁判手続きに入っていると10万円を請求され, 支払方法は大手通販サイトのギフトカードでお願いすると言われた。

～消費者へのアドバイス～

- ① 実在する事業者名を名乗っているため, 相手に電話する人が見られますが, SMSに記載された電話番号には連絡しないでください。
身に覚えのない有料サイトの料金請求には応じないようにしましょう。
- ② 事業者が消費者に「ギフトカードを購入して, カード番号等を教えてほしい」などと依頼するのは詐欺の手口です。
- ③ 不審な場合は, すぐに京都市消費生活総合センターにご相談ください。



京都市消費生活総合センターの相談窓口は ☎256-0800 です。

(相談受付時間: 月～金 午前9時～午後5時)

2 暖房器具での子どもの「やけど」や「けが」に気をつけましょう！

暖房器具等での子どもの「やけど」や「けが」が増えています。子どもは好奇心が旺盛で、見たことのない物があれば触りたがります。お正月は、帰省等で自宅以外に滞在することが増える時期です。使い慣れていない製品の危険性は、分かりにくいので、特に注意してください。

以下に製品別の消費者庁に寄せられた事故情報や事故を防ぐ注意点を紹介しますので、参考にしてください。

【ストーブやヒーター】

- ・ 祖母宅で椅子から降りる際に、そばにあったストーブに手をついてしまってやけどした。
- ・ 人感センサー機能（人を感知して自動的に運転・停止する機能）付きヒーターから約2m離して乳児をリビングの布団に寝かせていた。コンセントには繋いでいたが、暖房は止まっていることを確認して、親はリビングを離れた。乳児は寝返りはできないはずだが、背ばいしてヒーターに近づき、センサーで暖房運転を開始したヒーターからの温風で頭部をやけどした。

【こたつ】

- ・ 家の中で座布団に足を引っ掛けて転んでしまった。こたつの縁に右眼まぶたを打った。右眼まぶたが切れ、3針縫った。

【加湿器】

- ・ 幼児が親戚宅で作動中の加湿器を見つけてつかまり立ちをしようとし、蒸気の出る部分に手を置いてしまってやけどした。

事故を防ぐポイント！



【ストーブやヒーター】

- ・ ストーブやヒーターなどの床に置くタイプの暖房器具を使用する場合には、安全柵などで囲み、普段から子どもを近づけないようにしましょう。
- ・ まだ動けないから大丈夫だと思っても子どもは思わぬ動きをすることがあります。小さな子どもがいる家庭で人感センサー付きのストーブやヒーターを使用する場合には、人感センサー機能を切り、運転を止める際には、本体の電源がオフになっていることを必ず確認しましょう。

【こたつ】

- ・ 子ども（特に3歳未満）は頭が重く、バランスを崩して転倒することがよくあります。床に不要な物を置かないようにしましょう。
- ・ こたつの角にはクッションテープなどを取り付け、ぶつかったときの衝撃を和らげる工夫をしましょう。

【加湿器】

- ・ 加湿器は様々なタイプがあり、タンクでお湯を沸かして高温の蒸気を出すタイプの加湿器では、倒して熱湯をかぶったり、蒸気に興味を引かれて吹出し口に触ってしまったりしてやけどをすることがあります。こういったタイプの加湿器を使用する際には、ベビーゲートを利用するなどして、加湿器に子どもが触れないようにしましょう。

3 家庭用電気マッサージ器による危害

～体調を改善するつもりが悪化することも！特に高齢者は注意が必要！～

「電気マッサージ器」に関して、「電器店でマッサージ器を買って3日目に圧迫骨折した」、「フットマッサージ器を使用していたところ、太ももが内出血した」といった危害に関する相談が増加傾向にあります。体の疲れを癒すための家庭用電気マッサージ器ですが、時には大きな事故に繋がる可能性があるので使用方法に注意してください。

危害の相談内容

◆被害者の属性・・・被害者の6割が60歳以上で女性が多い。

女性が7割、男性3割と女性が多く、年代を見ると60歳以上が全体のおよそ6割を占めています。

◆危害内容・・・神経・脊髄(せきずい)の損傷や骨折も発生している。

「体が痛い」、「頭痛や吐き気がする」といった事例や、強く圧迫された部分に内出血や痣(あざ)、腫れがみられた、皮膚がすりむけた等の事例が多くみられますが、中には「神経・脊髄の損傷」、「骨折」など重篤な危害も見受けられます。

◆機器の形状別にみる危害・・・マッサージチェア使用中の危害が最も多い。

機器の形状別にみると、最も多かったのがマッサージチェアで、次にフットマッサージャー、ベッド型マッサージ器、首及び肩掛け型マッサージ器の順となっています。

◆事故の発生場所・・・店舗や宿泊施設でも事故が起きている。

事故の発生場所について見ると、その大半が家庭において発生していましたが、その一方、量販店等のフロアにある展示販売の場所や宿泊施設、温泉施設等に設置された機器でも起きていました。

主な相談事例

◆マッサージチェア

【事例】 マッサージチェアを体験したら腕もみ機能で腕が腫れた。

◆フットマッサージャー

【事例】 危ないと感じて停止ボタンを押したら足が強く挟まれたまま停止した。今も足が痺れたような状態だ。

◆ベッド型マッサージ器

【事例】 長時間使用し、背骨を痛め、直後からまっすぐ立てなくなり、寝返りも打てない。

◆首及び肩掛け型マッサージ器

【事例】 高齢の母が使用中に肩と胸の骨を骨折した。

<アドバイス>

- 1 使用が禁止されている疾病等があるので購入や使う前には販売店や医師に確認しましょう。
- 2 店舗等での体験でも事故が発生しているので、まず機器の操作方法を知りましょう。
- 3 安全のため、使用する際にはまず弱の強さから始めましょう。
- 4 身体に異常を感じた時には直ちに中止しましょう。
- 5 利用の前には機器に外観上の異常がないか確認しましょう。



4 年末年始の相談窓口についてのお知らせ

京都市では、年末年始（12月29日～1月3日）は市役所・区役所をはじめ、多くの施設で休業しておりますが、京都市消費生活総合センターにおいても、同期間は相談業務を休業します。また、消費生活土日祝日電話相談につきましても、同様のスケジュールで休業します。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

- 消費生活相談 ☎256-0800
- 多重債務相談 ☎256-3160
- インターネット消費生活相談
(消費生活総合センターホームページから)
- 法律相談(問合せ) ☎256-2007
- 交通事故相談 ☎256-2140
- 市政一般相談 ☎256-2007
- 各区役所・支所 法律相談
- 消費生活土日祝日電話相談 ☎257-9002

左記の相談業務については、以下のスケジュールとなりますのでよろしくお願いいたします！



平成28年12月				平成29年1月			
28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
水	木	金	土	日	月	火	水
通常 どおり	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	通常 どおり

【編集後記】京都市では、大学生の皆さんと共同で動画を制作し、YouTube公式チャンネル「きょうと動画情報館」で公開しています。当センターも同志社女子大学の学生の皆さんに、「マルチな畏～身近に潜む甘い商法～」という動画を作成していただきました。大学の学生の皆さんのアイデアにより、若者の消費者トラブルで問題となっているマルチ商法（連鎖販売取引）のトラブルについて、非常に分かりやすい内容となっております。是非ともご覧ください。今年も師走となりました。大掃除やおせち料理作り等、新年を迎える準備で慌ただしくなりますが、事故やけがのない年末年始をお迎えてください。今年も「京・くらしの安心安全情報」を読んでいただき、ありがとうございました。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成28年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター



京都市印刷物 第284854号